

法改正
情報

山本浩司のオートマシステム
民法 相続法改正について

民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成30年法律第72号 平成30年7月6日成立）のうち、「自筆証書遺言の方式の緩和」に関する部分が、平成31年1月13日に施行されました。

従前、自筆証書遺言によって遺言をするには、遺言者が、その全文、日付及び氏名を自書しなければなりませんでした。

この基本ルールには、相違は生じません。しかし、自筆証書にこれと一体のものとして相続財産の目録を添付する場合には、その目録については、自書することを要しないこととなりました。

なお、この場合においては、遺言者は、その目録の毎葉（自書によらない記載がその両面にある場合にあっては、その両面）に署名し、印を押さなければなりません。

「山本浩司のオートマシステム」シリーズ書籍をご利用の際は、上記法改正を考慮して修正をして、ご利用くださいますようお願い申し上げます。